

栃木県

TOCHIGI FIRE-FIGHTING EQUIPMENT SECURITY ASSOCIATION NEWS

消防設備保安協会報

第59号

平成30年1月発行

発行

一般財団法人 栃木県消防設備保安協会 理事長 芦澤 伸
〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目2番16号(栃木県自治会館内)
TEL: 028-625-4611 FAX: 028-625-4614



栃木県消防防災ヘリコプター 2代目「おおるり」
平成29年9月運航開始（アグスタAW139）

目次

- 新年のご挨拶（理事長）…………… 2
- 新年のご挨拶（栃木県知事）…………… 3
- 新年のご挨拶（一財）日本消防設備安全センター理事長）… 4
- 表彰・防災訓練情報…………… 5
- 点検済表示登録会員紹介…………… 6
- 点検済表示登録新規会員紹介
点検推進指導員通信・消防設備士試験日程予定…………… 7
- 協会からのお知らせ…………… 8
- 点検済票表示位置の例…………… 9
- 消防用設備等に係る執務資料…………… 14



新年のご挨拶



一般財団法人栃木県消防設備保安協会
理事長 芦澤 伸

新年あけましておめでとうございます。

平成30年の輝かしい新春を迎え、会員の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。また、日頃から当協会に対しまして、ご支援、ご協力をいただきまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の出来事を振り返りますと、3月に那須の国有林で登山講習中だった県内の高校生、教員が雪崩に巻き込まれ8人が死亡し40人が重軽傷を負うという痛たましい事故がありました。また、7月には、九州北部豪雨により37名の方が亡くなりました、そして、埼玉県三芳町の大規模倉庫火災など様々な災害などが起こりました。

うれしいこととしては、11月に本県で開催された、技能五輪・アビリンピックにおきまして、本県選手団が初の団体賞を受賞するなど過去最高の成績を残し、本県の技能レベルの高さを示すことが出来たと思っております。一方、海外では、日本経済に影響がある政権交代があり、1月にトランプアメリカ大統領が誕生し、5月には、文在寅韓国大統領が就任いたしました。さらに、北朝鮮が中距離弾道ミサイルを発射し、日本の安全を脅かし、緊張が高まっております。

そして、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、ハンガリーの事前キャンプが栃木県で行われることや、2022年に本県で国民体育大会が開催されることが決定されており、県総合スポーツゾーンの整備なども着々と進められています。

このような中、消防設備機器の設置、維持及び点検管理などを通じて生命や財産を火災などから守るという役割・活動は益々重要なものとなってきており、関係業界との一層の連携を密にしていきたいと思っております。

今後とも、会員の皆様と力を合わせて協会の維持発展に努めて参りますので、ご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年、会員の皆様にとりまして、本年がより良い年でありますように心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。

平成30年 新年のご挨拶



栃木県知事

福田 富一

皆様、あけましておめでとうございます。

一般財団法人栃木県消防設備保安協会の会員の皆様におかれましては、平素から各種消防用設備等の適正な点検業務の推進、火災予防に係る安全思想の普及など、「安全安心な地域社会」の実現に向けて多大な貢献をされていることに対し、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

昨年は、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」の各プロジェクトを推進するとともに、地方創生の更なる深化に向けて、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略」に掲げた取組を積極的に展開して参りました。

今後とも「元気発信プラン」や「15戦略」に基づく施策につきましては、国の「人づくり革命」等とも呼応しながら、それぞれの進捗を踏まえより確かな成果に結びつくよう、更に取組を加速させて参ります。特に、U I J ターンの推進や女性が働きやすい職場環境の整備、関西圏等における観光や企業誘致に関する情報の発信力強化などに取り組みることにより、「とちぎ創生」の実現を図るとともに、市町との協働による水害対応タイムラインの作成や妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく支援できる仕組みづくりなど、「安全・安心なとちぎづくり」を推進して参ります。また、いちごの生産量50年連続日本一を契機に1月15日を「いちご王国・栃木の日」として宣言し、集中プロモーションを展開することで、本県のブランド価値の向上と県産いちごの更なる発展を図ります。

春には、JRグループと協働で取り組む大型観光キャンペーン「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン（DC）が、本番を迎えます。国内外から訪れる多くのお客様に栃木を満喫していただき、また訪れたいと思っていただけるよう、心のこもった“おもてなし”でお迎えして参りたいと考えております。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、昨年10月に、ハンガリーオリンピック委員会と事前キャンプに関する覚書を締結しました。すでに陸上競技における事前キャンプの実施が決定したところですが、更に多くの競技種目で事前キャンプが実現できるよう取り組んで参ります。加えて、2022年に本県で開催します国民体育大会「いちごいちえ一会とちぎ国体」・全国障害者スポーツ大会「いちごいちえ一会とちぎ大会」の成功へとつなげて参ります。

社会が大きく変化する中、時代の潮流を的確にとらえ、本県の強みを十分に生かしながら、すべての分野で「選ばれるとちぎ」の実現を目指して、全身全霊で取り組んで参りますので、今後とも、地域社会の安全確保のため、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会のますますの御発展と、本年が会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことを祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

新春のご挨拶



一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 原田正司

平成30年の新春を迎え、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

一般財団法人栃木県消防設備保安協会及び会員の皆様におかれましては、日頃より、消防用設備等の設置工事・維持管理の適正化、防火思想の普及啓発等各種事業の推進、特に、栃木県における消防用設備等点検済表示制度の積極的な運用と全国をリードする取り組みにより、地域社会の安全確保に多大なる貢献をされるようご尽力いただき、深く敬意を表する次第であります。

また、当センターが実施する消防設備点検資格者等の講習事業はじめ各種事業の推進に当たり、皆様から多大なご指導とご支援を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、消防防災を取り巻く状況を見ますと、小規模な福祉施設・医療施設における火災の頻発や、特に最近では新潟県糸魚川市の住宅密集地域における大規模火災及び埼玉県三芳町の大型倉庫火災の発生は記憶に新しいところです。また、異常気象ともいえるような大型台風や記録的豪雨による土砂災害・河川の氾濫といった自然災害の被害も全国各地で発生しています。このような中、消防防災の重要性は今後ますます高まり、国民の関心も更に増していくことと思われま

す。こうした状況を踏まえ、当センターといたしましては、消防機関をはじめ関係機関とも連携し、火災はもとより南海トラフ地震をはじめ、懸念される様々な自然災害等に対応した大規模防火対象物における自衛消防組織の充実強化や、複雑・多様化した建物等においてより効果的な安全の確保に向けて、当センターの役割を積極的に果たしてまいりたいと考えています。

今後とも地域住民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るという消防の使命の一端を担うという強い意志のもと、全力を尽くす所存でありますので、引き続き格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸ご発展を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰



受賞された 津田氏、長竹氏、渡辺氏（左から）

昨年11月2日(水)明治記念館（東京都港区元赤坂）において、消防庁及び一般財団法人日本消防設備安全センター主催の平成29年度消防設備関係者功労者等表彰式が行われました。

本県からは次の3名の方がめでたく受賞されました。心よりお慶び申し上げますとともに今後のますますのご活躍をお祈念申し上げます。

- 消防設備保守関係者表彰 長竹 孝二氏（信和防災 有限会社）
- 「 津田 勝弘氏（株式会社 勝電気）
- 優良事業所表彰 合資会社 渡辺商店

防 災 関 連 情 報

栃木県・大田原市主催の総合防災訓練に参加（平成29年8月27日（日）開催）



協会ブース



訓練風景

平成29年度栃木県総合防災訓練は、昨年8月27日に大田原市中田原工業団地において開催されました。

訓練は県北東部に直下型地震が発生し、大田原市は震度7を観測されたとの想定で行われ、福田富一栃木県知事を始め住民や警察、消防など約89団体、およそ4100人が参加し、実施されました。

当協会も展示ブースを設置し、住宅用火災報知器の設置促進や広報宣伝を行い、多くの見学者が訪れて関心を寄せていました。

点検済表示登録会員紹介

1) 紹介者氏名

代表取締役 小島 延

●ひとこと

当表示登録会員の認定企業として恥じぬよう、技術保持・習得に努めます。

2) 会社の概要

会社名：宇都宮防災株式会社

住所：宇都宮市横田新町8-7

TEL 028-653-8208 FAX 028-653-8210

表示登録番号 09-1-021

従業員 9名

取得資格 消防設備士 甲種 特・1・2・3・4・5類

乙種 6・7類

消防設備点検資格者 第一種 第二種

防火対象物点検資格者

防災管理点検資格者

3) 点検業務の取り組み

・従業員の心構え

人命に係わる設備を取り扱う者としての責任を常に認識し、
敏速且つ、誠実に対応する事。

・事故防止に向けた対応

5S・KY活動の徹底

終礼時でのヒヤリハット事例の報告

4) 当協会に期待すること

定期的な安全衛生教育講習会等の開催を希望します。



点検済表示登録新規会員紹介

平成29年8月1日付けで栃木県消防設備等点検済表示登録管理委員会の審査を受け、新しく次の事業者が表示登録会員になりました。

今後の、消防用設備等点検済表示登録制度の推進並びに適正な運用をよろしくお願いします。

★ヒロ総合メンテナンス 合同会社

住所 野木町大字南赤塚2264-10
代表取締役 渡邊 浩巳
登録番号 09-1-083



点検推進指導員通信 Vol.5

増淵悦夫

表示登録会員の皆様には、消防用設備等の点検業務の立会確認に、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。平成27年度から、全ての表示登録会員事業所を対象に実施してきました当業務は本年度中に一巡する予定です。

平成28年12月に発生しました新潟県糸魚川市の大火を踏まえ総務省消防庁は、一住居内で火災を感知した警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての警報器が、無線信号を受けて警報を発する仕組みの連動型住宅用火災警報器を応用し、隣接建物間等で信号をやりとりさせる新たなシステムを平成30年度中に策定し、普及を検討しております。

社会環境の変化や消防用設備機器の進化等により、ますます消防用設備等の重要性が再認識され、設置・点検業務のより一層の確実性、信頼性が求められることと思います。表示登録会員の皆様には、知識、技術の習得にさらなる研鑽をされ、社会の安心、安全に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、表示登録会員事業所様の益々の充実と発展をご祈念申し上げますとともに、本協会に対しましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度 消防設備士試験日程予定

	第 1 回	第 2 回
試験日	平成30年 9月16日 (日)	平成31年 2月17日 (日)
試験会場	栃木県立宇都宮工業高等学校 (宇都宮市雀宮町52)	
種 類	甲種・乙種	
願書申請期間	電子申請 平成30年7月6日(金)～7月17日(火) 書面申請 平成30年7月9日(月)～7月20日(金)	電子申請 平成30年11月30日(金)～12月11日(火) 書面申請 平成30年12月 3日(月)～12月14日(金)
合格発表予定	平成30年10月22日 (月)	平成31年 3月20日 (水)
願書等常置場所	(一財) 消防試験研究センター栃木県支部、栃木県内各消防本部	
願書受付場所	(一財) 消防試験研究センター栃木県支部	

問い合わせは (一財) 消防試験研究センター栃木県支部 Tel028 (624) 1022へ

協会からのお知らせ

◆平成30年度は実務研修会が行われます。

日程等につきましては、4月頃ホームページに掲載しますのでご確認ください。

◆消防設備士法定講習の日程につきましては、例年通り10月下旬頃に予定しています。

こちらも詳細は、4月にホームページに記載しますのでご覧下さい。

◆変更があった場合には必ず、届出書の提出をお願いします

平成29年度の会員名簿を10月末に送付しましたので、ご確認の上、訂正等ありましたら、御連絡をお願いします。また、変更のあった場合には必ず、会員専用ページより様式をダウンロードし協会まで提出して下さい。

会員情報

事業所名変更

旧 ブリヂストンプラントエンジニアリング株式会社 北関東事業所

新 ブリヂストンプラントエンジニアリング株式会社 関東事業所

代表者・住所・電話番号変更

株式会社 トチナン

代表者 旧 猪瀬 康夫

新 猪瀬 修

ALSOK双栄株式会社 栃木支店

代表者 旧 外山 伸広

新 齊藤 譲

一般財団法人 関東電気保安協会

代表者 旧 逆井 昭夫

電話番号 旧 028-635-6626

新 小林 伸一

新 028-611-5090

日神工業 株式会社

代表者 旧 大塚 光雄

新 神宮 厚

株式会社 藤興産 北関東営業所

代表者 旧 稲葉 祐輝

新 小林 隼平

トーテツメンテナンス 株式会社

住 所 旧 小山市横倉新田520

新 小山市横倉1108

消防用設備等 点検済票表示位置の例

一般財団法人日本消防設備安全センター 編

点検済票の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

消防用設備等の種類		表 示 位 置
消 火 設 備	消火器	本体容器
	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	スプリンクラー設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の直近（補助散水栓を設けるものにあつては補助散水栓箱の前面、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにあつては制御盤、その他のものにあつては末端試験弁取付け箇所の直近）
	共同住宅用スプリンクラー設備※	
	水噴霧消火設備	
	泡消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の操作部及び格納箱の前面
	不活性ガス消火設備	制御盤の前面及び手動起動装置の操作部 (移動式の場合は、赤色灯火の直近)
	ハロゲン化物消火設備	
	粉末消火設備	
	屋外消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	動力消防ポンプ設備	ポンプ銘板の直近
	パッケージ型消火設備※	格納箱の前面
パッケージ型自動消火設備※		
警 報 設 備	自動火災報知設備	受信機の前面 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては感知器の親機又は直近)
	共同住宅用自動火災報知設備※	
	特定小規模施設用自動火災報知設備※	
	複合型居住施設用自動火災報知設備※	
	ガス漏れ火災警報設備	
	漏電火災警報器	受信機の本体又は直近
	消防機関へ通報する火災報知設備	本体又は直近
	非常警報設備	操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアンプ本体
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備※		
避 難 備	避難器具	格納箱又は本体
	誘導灯及び誘導標識	開閉器の直近
消防用水		標識又は採水口の直近
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備	制御盤の前面
	連結散水設備	送水口本体又は標識の直近
	連結送水管	送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面
	共同住宅用連結送水管※	
	非常コンセント設備	開閉器の直近
	共同住宅用非常コンセント設備※	
	無線通信補助設備	保護箱の前面
加圧防排煙設備※	制御盤の前面	
非 常 電 源	非常電源専用受電設備	認定証票又は表示板の直近
	自家発電設備	
	蓄電池設備	
	燃料電池設備	
総合操作盤		操作部の前面
特殊消防用設備等		相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置

備考 1 消防法施行令第32条の規定の適用を受けて設置されている設備機器にあつては、相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置に点検済票を貼付することができる。
 2 同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済票が貼付される場合にあつては、代表できる部分に1カ所とすることができる。
 3 ※は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を示す。

1. 消火器

本体容器

2. 屋内消火栓設備

加圧送水装置等の制御盤の前面
及び消火栓箱の前面

制御盤

消火栓箱

3. スプリンクラー設備

加圧送水装置等の制御盤の前面
及び制御弁の直近

制御盤

制御弁

※共同住宅用スプリンクラー設備の表示位置についても上記に準じた位置とする
※補助放水栓を設けるものにおいては補助放水栓の前面、特定高圧水遠送型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにおいては制御盤、その他のものにおいては末端試験弁取付け箇所の直近

4. 水噴霧消火設備

加圧送水装置等の制御盤の前面
及び制御弁の直近

制御盤

制御弁

※補助放水栓を設けるものにおいては補助放水栓の前面、特定高圧水遠送型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにおいては制御盤、その他のものにおいては末端試験弁取付け箇所の直近

5. 泡消火設備

加圧送水装置等の制御盤の前面、
手動起動装置の操作部及び
格納箱の前面

制御盤

手動起動装置

格納箱

6. 不活性ガス消火設備

制御盤の前面及び
手動起動装置の操作部
(移動式の場合は、赤色灯火の直近)

制御盤

手動起動装置

赤色灯火

7. ハロゲン化物消火設備

制御盤の前面及び
手動起動装置の操作部
(移動式の場合は、赤色灯火の直近)

制御盤

手動起動装置

赤色灯火

8. 粉末消火設備

制御盤の前面及び
手動起動装置の操作部
(移動式の場合は、赤色灯火の直近)

制御盤

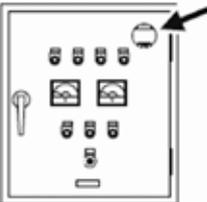
手動起動装置

赤色灯火

9. 屋外消火栓設備

加圧送水装置等の制御盤の前面
及び消火栓箱の前面

制御盤



消火栓箱



10. 動力消防ポンプ設備

ポンプ銘板の直近

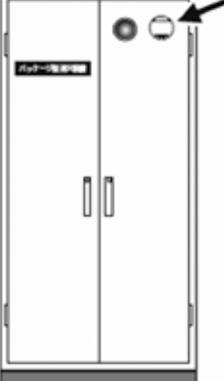
ポンプ本体銘板直近



11. パッケージ型消火設備

格納箱の前面

格納箱

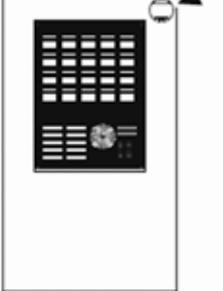


※パッケージ型自動消火設備の表示位置についても上記に準じた位置とする

12. 自動火災報知設備

受信機の前面

受信機



※共同住宅用自動火災報知設備・特定小規模施設用自動火災報知設備・複合施設用自動火災報知設備の表示位置についても上記に準じた位置とする

※無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備については、感知器の親機又は直近



親機 中子機

13. ガス漏れ火災警報設備

受信機の前面

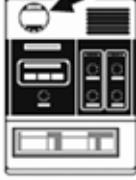
受信機



14. 漏電火災警報器

受信機の本体又は直近

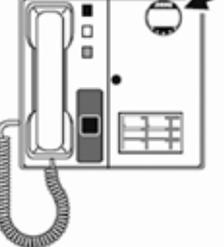
受信機



15. 消防機関へ通報する火災報知設備

本体又は直近

火災通報装置



16. 非常警報設備

操作部の直近、複合装置の本体
又は放送設備のアンプ本体

操作部



複合装置



放送設備



※住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の表示位置についても上記に準じた位置とする

17. 避難器具

格納箱又は本体

格納箱

18. 誘導灯及び誘導標識

開閉器の直近

分電盤

19. 消防用水

標識又は採水口の直近

標識

採水口

20. 排煙設備

制御盤の前面

排煙連動制御盤

21. 連結散水設備

送水口本体又は標識の直近

送水口

22. 連結送水管

送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面

送水口

採水口

制御盤(プースターポンプ)

※共同住宅用連結送水管の表示位置についても上図に準じた位置とする

23. 非常コンセント設備

開閉器の直近

分電盤

※共同住宅用非常コンセント設備の表示位置についても上図に準じた位置とする

24. 無線通信補助設備

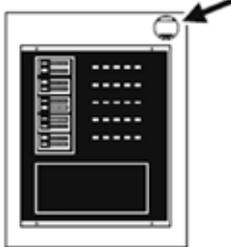
保護箱の前面

保護箱

25. 加圧防排煙設備

制御盤の前面

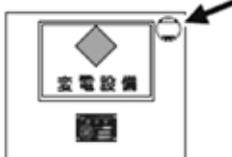
制御盤



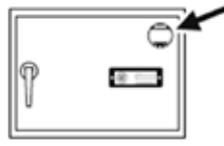
26. 非常電源 [非常電源専用受電設備]

認定証票又は表示板の直近

高圧受電設備
認定証票・表示板



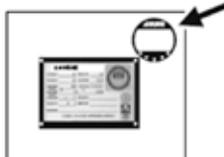
低圧受電設備
認定証票・表示板



27. 非常電源 [自家発電設備]

認定証票又は表示板の直近

認定証票・表示板



28. 非常電源 [蓄電池設備]

認定証票又は表示板の直近

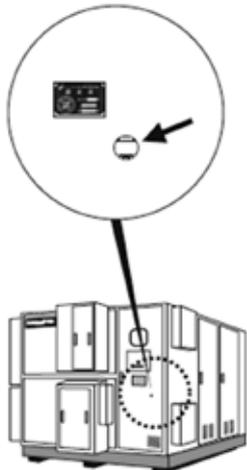
認定証票・表示板



29. 非常電源 [燃料電池設備]

認定証票又は表示板の直近

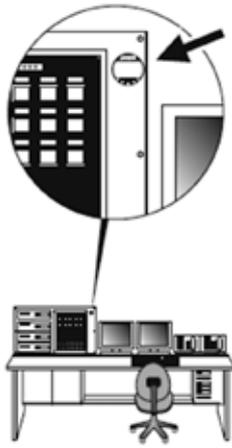
認定証の直近



30. 総合操作盤

操作部の前面

操作部



消防予第355号

平成29年11月20日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。
各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

別添

<p>問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてよいか。</p> <p>1 特定住戸部分（規則第12条の2第3項に規定されているものをいう。以下同じ。）が次の要件のすべてに該当する場合</p> <p>(1) 規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合すること。</p> <p>(2) 3以下の階に存すること。</p> <p>(3) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(ア)及び(イ)の構造要件を満たす開口部を有すること。</p> <p>(ア) 避難階にあつては規則第12条の2第2項第2号ロ、ハ及びニに規定する構造</p> <p>(イ) 避難階以外の階にあつては同号ニに規定する構造</p> <p>イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあつては地上、避難階以外の階にあつては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。</p> <p>(4) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。</p> <p>(5) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面すること。</p> <p>(6) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例により仕上げたものであること。</p> <p>2 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合</p> <p>(1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすものであること。</p> <p>(2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。</p> <p>(3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うこと。</p> <p>(4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。）により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合において、避難階以外の階に存する住戸で、4号告示第2の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。</p>

(答) 差し支えない。

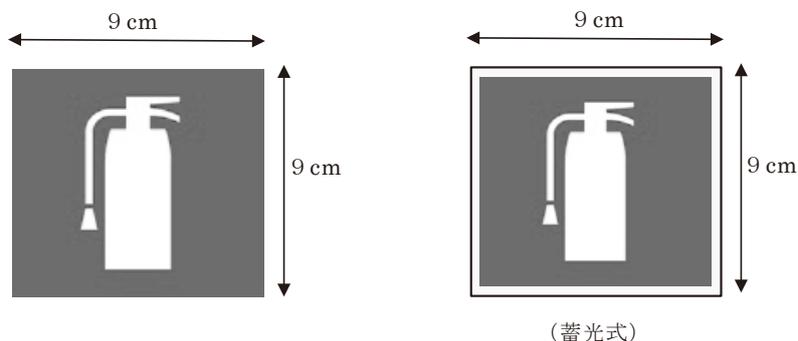
問2 液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備（以下「ヒートポンプ冷暖房機」という。）を設置し、最大消費熱量の合計が 350 キロワット以上となる場合、当該ヒートポンプ冷暖房機を設置した部分は、令第 13 条第 1 号第 7 欄に規定されている「その他多量の火気を使用する部分」に該当すると解してよいか。

(答)

差し支えない。

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第 32 条の規定を適用し、日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。）Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることにより、規則第 9 条第 4 号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9 cm 角以上とする。

(例)



(答)

差し支えない。

なお、近年、外国人来訪者が増加傾向にあることから、令別表第 1 (1) 項イ、(5) 項イ及び(10) 項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対し、当該ピクトグラムを設置するよう指導することが望ましい。

すべての住宅に 住宅用火災警報器 を!!

◎消防法により設置が義務付けられました。

悪質な訪問販売に注意してまるね!!

とちまるくん©栃木県

一般財団法人 栃木県消防設備保安協会 TEL.028-625-4611